

多様な体験型観光推進事業補助金 申請FAQ		
対象者について		
1	個人事業主なので、登記はありませんが、申請できますか。	都内に住所を有し、都内で美容体験型観光サービスを提供している場合、対象となります。 ※募集要領「2定義(2)」の「都内に登記簿上の本店又は支店を有する」という条件を、「都内に住所を有する」と読み替えます。
対象事業について		
1	美容体験型サービスとはどのようなものですか。	本事業における美容体験型サービスとは、ヘアカット、ネイル、メイク等を観光コンテンツとして活用した外国人旅行者向けの体験プログラムをいう。「ヘアカット、ネイル、メイク等」の「等」とは、ヘアセット、染毛、洗髪、パーマ、顔そり、エクステンションを言います。上記に該当するか不明な際は、個別に御問合せ下さい。
2	ヘアカット、ヘッドスパ、マッサージ、メイク、ネイルなど総合的なビューティケアを行っています。補助対象となりますか。	総合的なサービスを展開し、補助対象のサービスと補助対象外のサービスが混在する場合の考え方は、以下のとおりとなります。 ・多言語化（翻訳機の導入、ホームページの多言語化等）など、サービスごとの区別が困難と認められる場合は、当該経費全額を補助対象とします。 ・外国人旅行者向けの施設整備及び備品購入については、補助対象となるサービスに関する取組に区別できる場合は、当該経費が補助対象となります。
3	ホームページの多言語化を検討していますが、補助対象となりますか。	ホームページの多言語化だけではなく、実際に外国人旅行者へのサービス提供を行っていただくことを本事業の目的とするため、申請する事業計画において、店舗内の外国人旅行者受入体制（多言語対応等）や外国人旅行者向けの広報について、現状と今後の方向性を記載し、実施いただく必要があります。なお、申請経費はホームページの多言語化のみでも構いませんが、通訳機器の導入などその他の取組も本補助事業の対象になる可能性があります。申請する場合は、ホームページの多言語化と一緒に申請してください。
4	施術用の椅子を体の大きな外国人旅行者のために、今よりも大きいものに更新したいと考えています。補助対象となりますか。	施術用の椅子の外国人対応だけではなく、実際に外国人旅行者へのサービス提供を行っていただくことを本事業の目的とするため、申請する事業計画において、店舗内の外国人旅行者受入体制（多言語対応等）や外国人旅行者向けの広報について、現状と今後の方向性を記載し、実施いただく必要があります。なお、申請経費は施術用の椅子の外国人対応のみでも構いませんが、通訳機器の導入などその他の取組も本補助事業の対象になる可能性があります。申請する場合は、施術用の椅子の外国人対応と一緒に申請してください。ただし、単なる増設や買い替えは補助対象外となります。
5	外国人の髪質に合わせた薬剤等の製品開発は、補助対象となりますか。	以下の観点から、外国人旅行者に美容サービスを提供するための取組であると確認できる場合は、補助対象となります。 ①外国人への対応に必要なものであるか。 ②開発した製品が、外国人向けサービスの提供に直結するか。 ③販売用の製品ではなく、自らの美容院で使用するものか。
6	広告宣伝費、広告掲載料、SNS等の発信を外部委託する費用は、補助対象となりますか。	本補助事業では、自社ホームページやチラシ等の多言語広報ツールについて、制作物・素材の作成に係る経費を対象としており、各種雑誌への掲載やSNS等への投稿に活用する動画や原稿の作成費等も対象としております。ただし、自社ホームページの維持管理費や雑誌への掲載費などの広告掲載料、SNS等の運用委託費等は補助の対象外となります。
7	インフルエンサー等を起用して、外国人向けにPRを行う委託料は対象ですか。	自社ホームページやSNS等の掲載用として、インフルエンサー等を起用した外国人向けPR動画などの作成費用は対象としております。ただし、インフルエンサー本人など、自社とは異なるアカウントでの投稿（制作も含む）を委託する場合は、補助対象外となります。
8	多言語対応のための従業員向け研修費用は対象となりますか。	サービス提供のために特化した内容であれば、その研修に関して外部に支払う費用が対象（講師への報酬・会場・テキスト代など）となります。日常会話等の研修費用や検定受験料等は対象外となります。
9	「汎用性があり、目的外使用になり得るものの購入に係る経費（事務用の机、椅子等）」は対象外とありますが、他にどのようなものが対象外となりますか。	一般的に必要な備品（タブレット・PC、収納、ワゴン等）は対象外となります。
10	外国人旅行者をターゲットとした内装の改修は対象となりますか。	内装の改修については、外国人旅行者等が安心して施術を受けるために必要となる環境整備が対象となります（例：個室化や仕切りなどの内装工事等）。 一方で、意匠性・快適性向上のみを目的とする内装工事（デザイン性の向上、雰囲気づくり等）については、外国人旅行者向けであっても対象外となります。 なお、個室化や仕切りなどの内装工事等だけでなく、実際に外国人旅行者へのサービス提供を行っていただくことを本事業の目的とするため、申請する事業計画において、店舗内の外国人旅行者受入体制（多言語対応等）や外国人旅行者向けの広報について、現状と今後の方向性を記載し、実施いただく必要があります。なお、申請経費は個室化や仕切りなどの内装工事等のみでも構いませんが、通訳機器の導入などその他の取組も本補助事業の対象になる可能性があります。申請する場合は、個室化や仕切りなどの内装工事等と一緒に申請してください。ただし、単なる老朽修繕は補助対象外となります。
11	見積書の提出にあたり、相見積もりは必要ですか。	申請時の相見積もりは不要です。なお、一般的な市場価格又は事業規模に対して著しく高額である場合には、相見積もりが必要となる場合があります。